平成２３年（フ）第３１２２号
北海道千歳市若草４丁目13番地の３
債務者　野村　厚子（旧姓渡辺・八重樫）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３０号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番14―38号
債務者　大石　紀子（旧姓小杉・佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３２号
札幌市白石区北郷１条７丁目９番７号　グランパス北郷Ｄ―101号
債務者　加藤　紀子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３９号
札幌市中央区南17条西10丁目２番30―504号
債務者　川口　尊子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５号
北海道苫前郡羽幌町大字天売字富磯57番地
債務者　藤丸　雅弘
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第３８０号
群馬県高崎市浜尻町391番地
債務者　笹野　周治
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３９７号
名古屋市千種区内山２丁目15番13号　池田荘北側
債務者　吉田みはる
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４５４号
名古屋市港区港栄４丁目11番24号　シャルム湊410号
債務者　小野寺亮太
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８５号
大阪府松原市天美我堂２丁目214番地の１、前住所大阪府松原市別所８丁目７番５号
債務者　福元　智明
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６０号
堺市北区百舌鳥本町２丁418―１　シークハウス203、住民票上の住所堺市北区百舌鳥赤畑町５丁598番地７
債務者　松井ミチ子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１８号
堺市堺区少林寺町西４丁２番９号
債務者　藤波ミヤコ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３６号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番４―305号、前住所大阪府富田林市錦織中２丁目16番20―202号
債務者　島井　一子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３７号
大阪府富田林市大字彼方115番地
債務者　山下　克江
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３８号
大阪府富田林市大字彼方115番地
債務者　山下　愛子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７０号
大阪府羽曳野市西浦４丁目165番地の８
債務者　藤田進一郎
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８９号
堺市堺区神石市之町11番15号
債務者　石和　直子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６４号
大阪府藤井寺市北條町10―６、住民票上の住所大阪府藤井寺市岡１丁目６番11―1109号
債務者　藤原　直人
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係